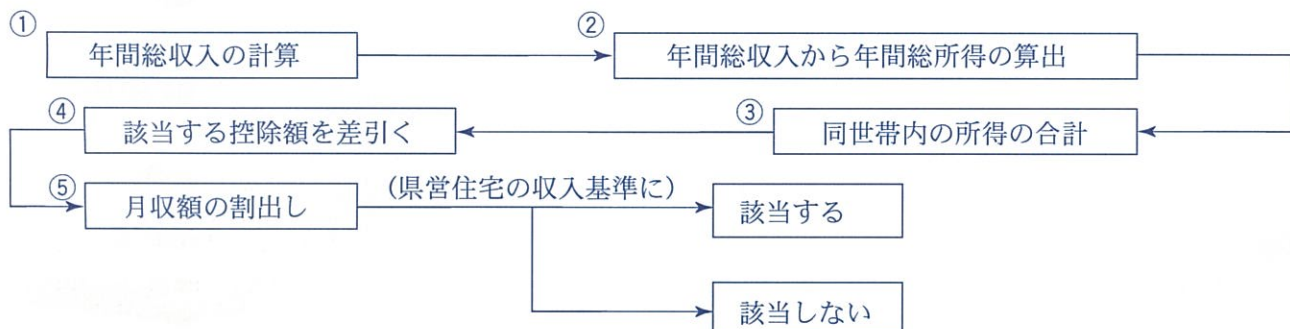


月収額の計算方法

ここでは、申込者が県営住宅の収入基準に該当するかを判断するために、月収額の計算を行います。

※基本的には、その世帯の所得の合計額から、該当する控除額（15ページ参照）を差し引いて算出します。

なお、計算の手順は下記の順となります。



(注意事項)

※ **年間総収入金額（収入）**とは、税込み総支給額をいいます。**年間総所得金額（所得）**とは、年間総収入金額から税法上認められた必要経費（老齢年金・普通恩給の場合には、公的年金等控除額）を控除した額をいいます。＝所得控除後の金額

- 1 入居する家族（婚約者を含む）に所得のある者が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算してから所得金額を合算します。
- 2 申込締切日以降の出生者は、月収額計算の際の親族控除の対象となりません。
- 3 国民（老齢）年金・厚生（老齢）年金・恩給・各種共済年金の収入は、月収額計算の際、給与収入として扱います。
- 4 所得税法による課税対象とならない次のような収入は、月収額計算の対象となりません。
 （生活保護の生活扶助・雇用保険・労災保険・休業補償・仕送り・遺族・障がい年金・児童扶養手当等）
 老齢年金・普通恩給については、次の計算方法により年間所得金額を算出してください。

（1円未満の端数は、切り上げます。）

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算
65歳以上の方	1,200,000円まで	所得は0
	1,200,001円から 3,300,000円未満	(年金額) - 1,200,000円 =
	3,300,000円から 4,100,000円未満	(年金額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円から 7,700,000円未満	(年金額) × 0.85 - 785,000円 =
65歳未満の方	700,000円まで	所得は0
	700,001円から 1,300,000円未満	(年金額) - 700,000円 =
	1,300,000円から 4,100,000円未満	(年金額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円から 7,700,000円未満	(年金額) × 0.85 - 785,000円 =

※年齢が65歳未満であるかどうかは、その年の12月31日の年齢によります。

（1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください。）

給与所得者の年間総収入計算

年間総収入（賞与・諸手当を含む税込の収入）の計算	
就職（勤務）の時期等	年間総収入の計算方法
申込日現在の勤務先に前年の1月1日以前から引続き勤務している者	$\frac{\text{前年の年間総収入金額}}{\text{（市町村発行の所得証明書）}}$
申込日現在の勤務先に、前年に中途就職し、現在まで12カ月以上勤務している者	$\frac{\text{勤務した翌月から12カ月の年間総収入金額}}{\text{}}$
申込日現在の勤務先に、前年又は今年に中途就職し、現在まで12カ月に満たない者	$\frac{\text{勤務した翌月から申込日の前月までの総収入金額をもとに下記の計算による年間推定総収入金額}}{\text{}}$ $\frac{\text{総収入金額} - \text{支払いを受けた賞与}}{\text{勤務した翌月から申込日の前月迄の月数}} \times 12$ $+ \text{支払いを受けた賞与} = \text{年間推定総収入金額}$

事業所得者の年間総収入計算

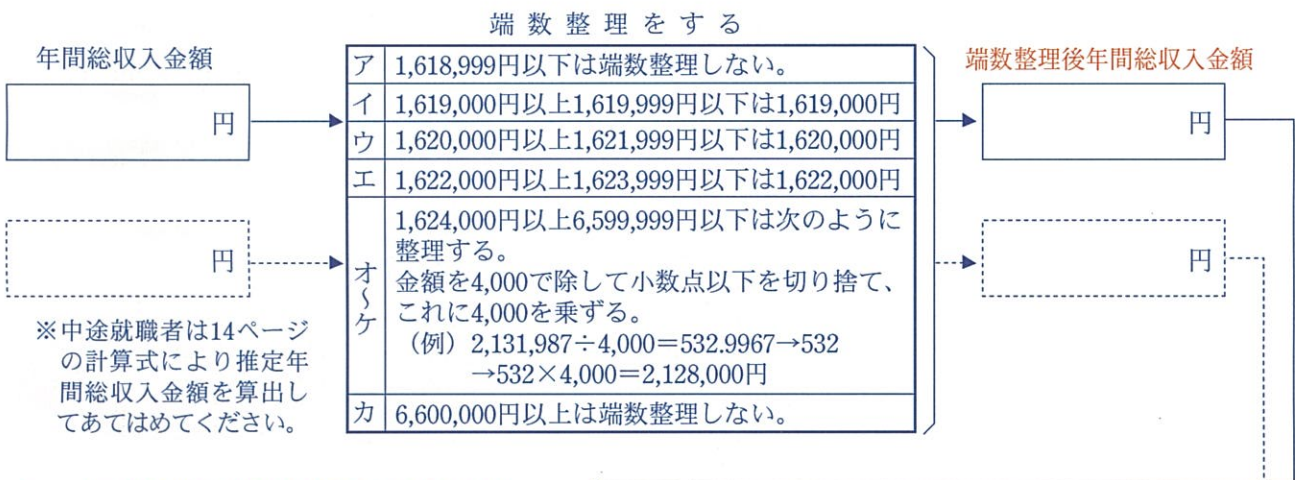
年間総所得の計算	
事業の時期等	年間総所得の計算方法
申込日現在で事業を前年の1月1日以前から引続き行なっている者	$\frac{\text{所得証明書}}{\text{（市町村発行のもの）}}$
申込日現在で事業を、前年に途中で開始し、現在まで12カ月以上行なっている者	$\frac{\text{事業を始めた翌月から、12カ月間の年間総所得金額}}{\text{（年間の収入－年間の支出＝年間の所得）}}$
申込日現在で事業を、前年・今年に途中で開始し、12カ月に満たない者	$\frac{\text{事業を始めた翌月から申込日の前月までの収入と支出をもとに、下記の計算による年間推定総所得金額}}{\text{}}$ $\frac{\text{総収入金額} - \text{総支出金額}}{\text{事業を始めた翌月から申込日の前月迄の月数}} \times 12$ $= \text{年間推定総所得金額}$

ここでは、P 12～13で算定した年間総収入または、年間総所得金額を次に示す計算方法へと、実際に金額をあてはめて、「収入月額」を割り出します。その結果で、収入基準内に該当するか判断します。

収入月額の計算方法

収入月額とは、次に示す計算方法により計算した額です。給与所得者は次のAから、事業所得等を有する者はCから、実際に金額をあてはめて計算してください。（は所得者が複数の場合にあってはめてください。）

A. 年間総収入金額の端数整理



B. 年間総所得金額の計算方法



C. 年間総所得金額の合計方法



※現在の事業を始めて1年を経過していない方は、13ページの計算式により推定年間総所得金額を算出してあてはめてください。

※年金、恩給については、12ページの計算方式により年間総所得金額を算出してください。

D. 控除金額の計算方法

控 除 金 額 の 計 算			
基本的控除	控除の種類	内 容	控 除 額
基本的控除	1. 配偶者及び同居親族	本人以外の配偶者及び同居親族（婚約者を含む）	380,000円×（ ）人 (家族数－1人)
	2. 別居扶養親族	別居している扶養親族	
その他の控除	3. 老人控除対象配偶者 4. 老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の方	100,000円×（ ）人
	5. 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人「合計所得金額が38万円以下の者」	250,000円×（ ）人
	6. 寡婦控除	所得者本人のうち ①夫と死別し、又は離婚してから婚姻していない方か、夫の生死が不明な方で、扶養親族又は生計を一にする子（合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限られる）がいる方。 ②夫と死別して婚姻していない人、又は夫の生死が不明な人で合計所得金額が500万円以下の方。	〔所得額が27万円未満の場合 は当該所得額〕 270,000円
	7. 寡夫控除	所得者本人のうち妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない人又は妻の生死が不明な人で、現に生計を一にする子（他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていたり、合計所得金額が38万円を超えている子を除く）を有し合計所得額が500万円以下の方	〔所得額が27万円未満の場合 は当該所得額〕 270,000円
	8. 障がい者 身体（3級以下） 精神（2級以下） 知的（A ₂ 以下）	本人、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がい者手帳の交付を受けている人	270,000円×（ ）人
9. 特別障がい者	重度の障がい者 身体（1・2級） 精神（1級） 知的（A ₁ ）	400,000円×（ ）人	

※障がい者控除、特別障がい者控除に該当する方は、診断書、手帳の写し又は証明書等を添付してください。

※胎児は、同居・扶養控除の対象とはなりません。

↓
控除合計額

(1から9までの合計)

円

E. 収入月額

F. 収入月額

$$\left(\text{合計年間総所得金額} \text{ 円} - \text{控除合計金額} \text{ 円} \right) \div 12 = \text{収入月額} \text{ 円}$$

収入基準表

収入月額	県営住宅収入基準
(裁量世帯) 214,000円以下 (一般) 158,000円以下	該当する
(裁量世帯) 214,000円以上 (一般) 158,000円以上	該当しない